

◎ 以下の3つの業務を平成17年度に市場化テストのモデル事業として実施

○ 厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業

5箇所の社会保険事務所を対象として、未適用事業所の把握業務及び加入勧奨業務を包括的に委託し、他の社会保険事務所の実績と比較し評価を行う。

対象社会保険事務所：港社会保険事務所、渋谷社会保険事務所及び足立社会保険事務所（東京社会保険事務局でまとめて委託）、南福岡社会保険事務所及び久留米社会保険事務所（福岡社会保険事務局でまとめて委託）

○ 国民年金保険料の収納事業

5箇所の社会保険事務所を対象として、必要な未納者情報を提供した上で、電話による納付督促、戸別訪問による納付督促及び保険料の納付委託を包括的に委託し、他の社会保険事務所の実績と比較し評価を行う。

対象社会保険事務所：弘前社会保険事務所、足立社会保険事務所、熱田社会保険事務所、大阪社会保険事務局平野事務所及び宮崎社会保険事務所

○ 年金電話相談センター事業

2箇所の年金電話相談センターの業務（電話による年金相談、電話による各種通知等への問合せの対応）を委託し、他の年金電話相談センターの実績と比較し評価を行う。

対象年金電話相談センター：茨城年金電話相談センター及び広島年金電話相談センター